

## 別府港北浜ヨットハーバーのネーミングライツ 協賛スポンサー募集要項

### 1 募集の目的

施設の維持管理費用にかかる負担軽減を図り、別府港北浜ヨットハーバーの設置目的である海洋性レクリエーションの振興及び別府港内の船舶の適正係留に資するよう、ネーミングライツ協賛スポンサーを下記により募集します。

### 2 募集対象

- (1) 対象施設：別府港北浜ヨットハーバー
- (2) 所在地：別府市北浜1丁目818-386

### 3 募集の期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）まで

### 4 募集の概要

- (1) 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (2) 希望年額 18万円/年（消費税相当額別）程度
- (3) 希望名称 付与する愛称名

※ヨットハーバーのネーミングライツにふさわしい名称とします。ただし、以下の点に留意してください。

ア 公共施設の愛称として県民から受け入れられ、また、浸透しやすいものとします。なお、愛称に必ず「ヨットハーバー」「別府北浜」をつけてください。

例：別府北浜〇〇ヨットハーバー、〇〇ヨットハーバー別府北浜

イ 契約期間内の名称変更はできません。

#### (4) 応募資格

法人その他の団体がご応募いただけます。ただし、以下の項目に該当するものを除きます。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と密接な関係を有するもの

ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続きを行っているもの

オ 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの

カ 国税又は地方税を滞納しているもの

キ その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認めるもの

## 5 応募企業との協議

### (1) パートナーシップ事業に関する調整

協賛スポンサーと連携した地域貢献・海洋性レクリエーション振興事業（パートナーシップ事業）については、希望される事業に必要な経費と希望された年額とを相互調整のうえ、実施の概要を決定することになります。

### (2) 名称変更に伴う看板工事について

サイン表示に係る工事の施工及び経費については、スポンサーの負担とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、県と協議のうえ決定します。

## 6 選定の方法

選定委員会を設置のうえ、前4に定めた事項の内容のほか、前5に定める協議内容や企業活動の概要などを、総合的に判断して決定します。

## 7 選定結果の通知

決定後、応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツ協賛スポンサーを大分県ホームページ等で公表します。

## 8 名称使用開始時期 令和8年4月（予定）～

## 9 申請書類

- ① ネーミングライツ協賛スポンサー応募用紙
- ② 会社概要（任意様式）
- ③ 直近3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ⑤ 各種納税証明書（直近1年分）

※その他県が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

## 10 その他

### (1) 個人情報の取扱いに関するご案内

前9に伴い収集した個人情報は、ネーミングライツ協賛スポンサー選定のために使用する以外の目的で使用することはありません。

### (2) 大分県情報公開条例に関するご案内

この事項に定めるところにより発生した書面等は、大分県情報公開条例に基づき、原則として開示対象となります。

## 11 お問い合わせ先

前9に定める提出先及びこの要項に定める事項のお問い合わせは、下記のとおりです。

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部港湾課管理班 担当：後藤・佐藤

電話 097-506-4614